



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■ 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 一宮町子育て支援課

0475-42-1415 (受付時間:平日8:30~17:15)

詳しい申請方法は、一宮町子育て支援課の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

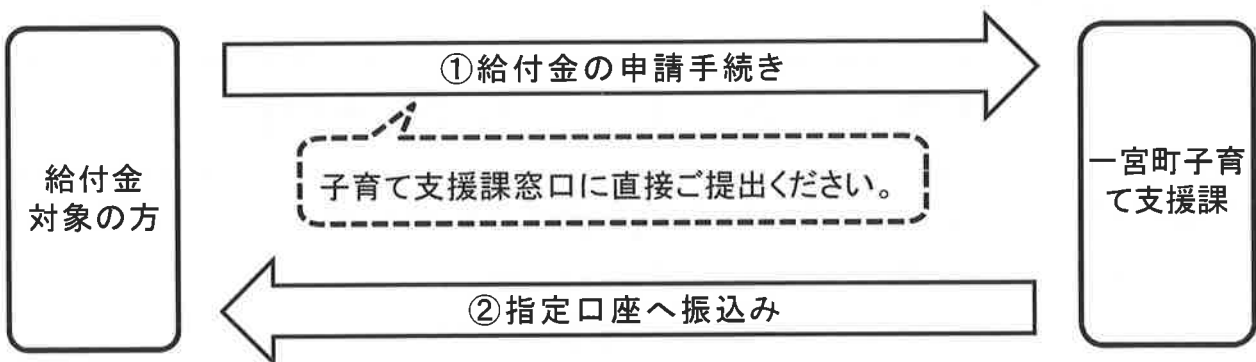
⇒令和3年7月16日(金)に支給済みとなっていますので、対象外になります。

II. 令和3年4月1日以降に出生し、児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

⇒支給対象になる方には後日、子育て支援課より通知いたします。通知が無い方は対象外となります。

III. 上記(I, II)以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援課の窓口に直接、ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、子育て支援課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。